

## 名寄市空家バンク実施要綱

平成 28 年 8 月 22 日

告示第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の空家・空地等を有効活用することにより、本市の定住促進及び地域の活性化と空家・空地等対策を図るため、空家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家・空地等 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する市内の建物並びにその敷地（マンション及びアパート等は除く。）及び個人が所有する市内の土地であって、法令上住宅を建築するための土地として認められる土地をいう。
- (2) 所有者等 空家・空地等に係る所有権などの権利により、当該空家・空地等の売買及び賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 移住及び定住を目的として、空家及び土地の購入又は賃借等を希望する者をいう。
- (4) 仲介業者 名寄市内で宅地建物取引業者（宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 号に定める宅地建物取引業者で、法第 64 条の 2 に規定する宅地建物取引業保証協会の会員となっているもの)を営業しており、名寄市と空家バンクの運営について協定を締結したものをいう。
- (5) 空家バンク 空家・空地等の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込を受けた当該空家・空地等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、及び提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空家バンク以外による空家・空地等の取引を妨げるものではない。

(空家・空地等の登録申し込み等)

第 4 条 空家バンクに、空家・空地等の情報を登録しようとする所有者等は、名寄市空家バンク登録申込書（別記様式第 1 号）に名寄市空家バンク登録票（別記様式第 2 号。以下「登録票」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出は、名寄市空家バンク仲介業者登録取扱要領に基づき登録されている仲介業者と仲介契約を締結した場合、仲介業者を経由して行うことができるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは空家バンクに登録するものとする。
- 4 市長は、必要に応じて空家バンク登録台帳に登録された空家・空地等を調査することができる。
- 5 市長は、第3項による登録をしたときは、名寄市空家バンク登録完了通知書(別記様式第3号)を登録者に交付するものとする。
- 6 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。
- 7 第2項の規定は、登録事項の変更の届出について準用する。

(登録事項の変更)

第5条 前条第5項の規定により登録完了通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更が生じたときは、名寄市空家バンク登録事項変更届出書(別記様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録票を添えて市長に届け出なければならない。

(空家バンク登録取消)

第6条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第3項の規定により空家バンクに登録した情報を抹消するとともに、名寄市空家バンク登録取消通知書(別記様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空家バンクに登録した空家・空地等の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき。
- (2) 登録期間を経過したとき。
- (3) 登録者から名寄市空家バンク登録取消申請書(別記様式第6号)の提出があったとき。
- (4) 虚偽又は不正の手段により、空家バンクへの登録を行ったと認められるとき。
- (5) 所有者等が空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (6) その他空家バンクに登録されていることが不適切と認められるとき。

(公開する空家・空地等情報)

第7条 市長は、登録された空家・空地等の情報のうち次に掲げる事項を市及び道のホームページ等により公開するものとする。

- (1) 空家・空地等の所在地
- (2) 空家・空地等の概要(物件の写真等含む。)
- (3) 主要施設までの距離
- (4) 所有者等の希望条件
- (5) 仲介業者の名称、所在地及び電話番号

(6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、仲介業者を仲介しないで空家バンクに登録された空家・空地等については、必要に応じて利用希望者に有用な情報を提供するものとする。

(所有者等と利用希望者の交渉)

第8条 所有者等と利用希望者は、仲介業者に交渉等の仲介を依頼することができる。

2 市長は、所有者等、利用希望者及び仲介業者(以下これらを「当事者」という。)における空家・空地等に係る交渉、契約等には一切関与しないものとする。

3 交渉、契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、当事者において解決しなければならない。

4 所有者等又は仲介業者は、契約等の結果を名寄市空家バンク結果報告書(別記様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(暴力団員の排除)

第9条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有するものは、空家バンクを利用することができない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月22日から施行する。

名寄市長 様

住所  
氏名 ⑩  
電話

### 名寄市空家バンク登録申込書

名寄市空家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により空家バンクへの登録を申し込みます。登録内容は名寄市空家バンク登録票（別記様式第 2 号。以下「登録票」という。）に記載したとおりです。

また、空家バンク登録にあたり下記事項について承認及び誓約いたします。

#### 記

#### 1 次の事項について、承認いたします。

- ①登録した空家・空地等に関する情報を、仲介業者と契約締結していない場合、市と協定を締結した宅地建物取引業者と利用希望者に提供すること。
- ②登録した空家・空地等の情報で所有者等以外の所在地、物件の概要や写真等の情報を、名寄市及び北海道のホームページ、広報誌等で一般に公開すること。
- ③空家バンクに登録された空家・空地等について、固定資産課税情報や登記情報、空家・空地等の状態について調査すること。

#### 2 次の事項について誓約いたします。

- ①登録票の記載内容に偽りはない事を誓約いたします。
- ②利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たる事を誓約いたします。
- ③私は、空家バンク実施要綱第 9 条に規定する暴力団員ではありません。
- ④空家・空地等に関する契約交渉に関わる仲介を依頼するときには、市と協定を締結した宅地建物取引業者へ仲介を依頼いたします。

#### 3 添付書類

- ①登録申込者の身分証明書
- ②土地及び建物の全部事項証明書（発行から 1 カ月以内）
- ③位置図、現地の写真及び間取り図
- ④土地及び建物が共有名義となっている場合、または土地と建物の所有者等が異なる場合等、空家バンクに登録することについて権利者全員分の同意書。

名寄市空家バンク登録票

1 登録者申請情報

登録No.	No.	分類	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 賃貸
物件所在地	名寄市 (位置図別添)					
所有者 管理者	住所	〒 -				
	氏名		電話番号			
	携帯		F A X			
	メールアドレス					
仲介業者	住所					
	業者名		電話番号			

2 空家、空地の情報

区分	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 両方可	耐震補強の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
希望価格	売却 万円			賃貸 月額	万円		
物件の概要	面積		構造	建築年	年 月 築		
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> ブロック造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他	補修の要否	補修費用負担		
	建物	1階		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 補修不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修が必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修が必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他	
		2階		m <sup>2</sup>			
		3階		m <sup>2</sup>			
	坪	電気	<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他		
	坪	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他			
主要施設への距離	<input type="checkbox"/> 最寄駅	km	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> バス停	km	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 市役所	km	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式			
	<input type="checkbox"/> 病院	km	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ( 台 )	<input type="checkbox"/> 無	物置	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 消防署	km	庭	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 無	車庫	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 警察署	km	菜園	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 無	電話	<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 保育園	km	利用状況	<input type="checkbox"/> 利用者なし ( 年 )		間取り(間取図別添)	
	<input type="checkbox"/> 小学校	km		<input type="checkbox"/> 別荘		<input type="checkbox"/> 1K <input type="checkbox"/> 1DK <input type="checkbox"/> 1LDK <input type="checkbox"/> 2K	
	<input type="checkbox"/> 中学校	km		<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 2DK <input type="checkbox"/> 2LDK <input type="checkbox"/> 3K <input type="checkbox"/> 3DK	
<input type="checkbox"/> 高校	km			<input type="checkbox"/> 3LDK <input type="checkbox"/> 4K <input type="checkbox"/> 4LDK以上 その他 ( )			
契約形態	<input type="checkbox"/> 直接型(当事者間のみによる契約) <input type="checkbox"/> 間接型(宅地建物取引業者の仲介による契約)						
PR事項 特記事項							

備考：抵当権又は相続登記に係る手続きの必要がある場合は、特記事項に記載してください。  
 なお、記載漏れによる瑕疵担保責任等生じた場合、一切の責任を負いかねます。

3 市役所処理欄

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期限	年 月 日
変更日	年 月 日	変更自由	
登録抹消日	年 月 日	抹消事由	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消

別記様式第3号（第4条関係）

名市環第 号  
年 月 日

様

名寄市長 ㊟

名寄市空家バンク登録完了通知書

空家バンクへの物件登録が完了したので、名寄市空家バンク実施要綱4条第5項の規定により下記の通り通知します。

記

- 1 物件登録番号 : 第 号
- 2 空家・空地等の所在地 : 名寄市
- 3 登録日 : 年 月 日
- 4 有効期限 : 年 月 日
- 5 仲介する宅地建物取引業者

備考

- 1 物件の登録後2年を経過し、再登録を行わないときは、当該物件の登録を取り消します。
- 2 登録内容に変更があったときは、空家バンク物件登録事項変更届書により届け出てください。

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

名寄市長 様

住所

氏名

㊟

電話

### 名寄市空家バンク登録事項変更届出書

下記の登録完了物件について、空家バンクへの登録事項に変更がありますので、名寄市空家バンク実施要綱第5条の規定により、下記の通り届け出します。

#### 記

登録番号： 第 号

登録番地： 名寄市

所有者等の氏名：

変更内容：

※名寄市空家バンク登録票（別記様式第2号）に変更箇所のみ記載し  
提出してください

別記様式第5号（第6条関係）

名市環第 号  
年 月 日

様

名寄市長



名寄市空家バンク登録取消通知書

下記の物件について、名寄市空家バンク実施要綱第6条の規定により、空家バンクへの登録を取消したので通知します。

記

登録番号 : 第 号  
登録地番 : 名寄市  
所有者等の氏名 :  
取消理由 :



別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

名寄市長 様

住所

氏名

印

電話

名寄市空家バンク登録取消申請書

下記の物件について、名寄市空家バンク実施要綱第6条の規定により、空家バンクへの登録を取り消したいので申請いたします。

記

登録番号 : 第 号

登録番地 : 名寄市

所有者等の氏名 :

取消理由 :

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

名寄市空家バンク結果報告書

名寄市長 様

住所

氏名



電話

下記の登録物件について、契約が成立しましたので、名寄市空家バンク実施要綱第8条第4項の規定により報告します。

記

登録物件	登録番号	第 号
	所在地	名寄市
	種類	空家・空地
契約者等 (利用者)	住所	
	氏名	
	契約日	年 月 日
契約内容	売買	円
	賃貸借	円/月
		契約期間 年 月 日～ 年 月 日
備考		